

さいたま市告示第1483号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がされましたので、その概要等を同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和8年9月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 （仮称）マミーマートさいたま見沼東新井店
所在地 さいたま市見沼区東新井574-4
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名 称 株式会社マミーマート
代表者氏名 代表取締役 岩崎 裕文
住 所 埼玉県東松山市本町二丁目2番47号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マミーマート
代表取締役 岩崎 裕文
埼玉県東松山市本町二丁目2番47号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和9年4月29日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,880㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
隔地駐車場 駐車場①	100台
合 計	100台

※総収容台数217台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
店舗西側 駐輪場①	55台
合 計	55台

※総収容台数は60台（別途バイク置場を5台設置）

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
店舗東側 荷さばき施設①	100.80㎡
駐輪場南側 荷さばき施設②	90.00㎡
合 計	190.8㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
廃棄物保管施設①	4. 4 9 m ³
廃棄物保管施設②	7. 4 9 m ³
廃棄物保管施設③	3. 0 m ³
合 計	1 5 m ³

※合計の値は小数点以下四捨五入

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前 9 時 0 0 分～午後 9 時 4 5 分

※繁忙期等の開店時刻は午前 7 時 0 0 分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 3 0 分～午後 1 0 時 0 0 分

※繁忙期等については午前 6 時 3 0 分～午後 1 0 時 0 0 分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数
隔地駐車場① 出入口①	1 箇所
合 計	1 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位 置	荷さばき可能時間帯
店舗東側 荷さばき施設①	午前 6 時 0 0 分～午後 1 0 時 0 0 分
駐輪場南側 荷さばき施設②	午前 6 時 0 0 分～午前 8 時 3 0 分

※繁忙期等に午前 7 時 0 0 分から営業する場合は、荷さばき施設②は使用しない。

2 届出年月日

令和 8 年 8 月 2 8 日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和 8 年 9 月 1 1 日から令和 9 年 1 月 1 2 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

届出及び添付書類は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できます。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/002/010/008/p129903.html>

トップページ > 事業者向けの情報 > 環境・産業・企業立地 > 産業支援 > 大規模小売店舗立地法
> 令和 8 年度大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要（法第 6 条第 1 項受理分を除く）

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和 8 年 9 月 1 1 日から令和 9 年 1 月 1 2 日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 3 3 0 - 9 5 8 8

住所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

電話 0 4 8 (8 2 9) 1 3 6 4

FAX 0 4 8 (8 2 9) 1 9 4 4